

住宅用火災警報器の設置をしよう！点検しよう！

問合せ先 下田消防本部予防課 ☎221849

住宅用火災警報器が、消防法改正により、すべての一般住宅に設置することが義務付けられてから10年が経過しました。下田消防本部としては、住宅用火災警報器の作動確認の実施など適切な維持管理をお願いしているところです。また、住宅用火災警報器が未設置のご家族は、大切な家族やご自身の生命と財産を守るためにも早期に設置しましょう。

(全国平均 84.0% 静岡県平均 83.7% 下田消防管内 72.0% 令和4年6月時点)

住宅用火災警報器の設置場所・取付位置・警報器の種類

- ・寝室として使用する部屋
 - ・寝室が2階以上にある場合は、その階の階段上部
- ※寝室及び階段には煙を感知するタイプの警報器の設置が必要です。
- ・住宅用火災警報器は、電気店、ホームセンターなどで販売しています。

住宅用火災警報器のアンケート調査にご協力ください

各市町の住宅用火災警報器アンケート調査を実施しています。
下記のQRコードから簡単に回答できますので皆さまのご協力をお願いします。

こちらのQRコードを読み込み
回答をお願いします



- 取付けが義務付けられている所
- 取付けをおすすめする所

市公式ホームページをリニューアルします

問合せ先 企画課秘書広報係 ☎22212

ホームページ利用者の増加や閲覧環境の変化により多様化するニーズに対応し、市民等の利便性の向上、市の情報発信力の強化を目指し、すべての利用者にとって見やすく、わかりやすく、親しみやすいホームページにリニューアルします。

3月6日（月）リニューアルオープン



【トップページ】

さまざまな利用者に対し下田市をアピールできるようなデザインとするためメインカラーをオレンジ（朝日）とブルー（海）として「海辺のまち」をイメージしたカラー配置としています。

【情報を探しやすいバナー】

「ライフイベントから探す」「よく利用されるメニュー」を充実させ情報を探しやすい構成としています。

【スマートフォン対応】

スマートフォンやタブレット端末にも対応し、拡大することなく読めて、クリックしやすいようになります。

【4つの特設ページ】

閲覧数が多い情報を調べやすい場所に配置し、ふるさと納税、子育て支援、移住、ロケーションサービス4つの特設ページを設けています。

※移行作業に伴い、3月5日（日）21時から6日（月）6時までの間、一部ページでつながりにくい状況になる場合があります。

市税の納付は 口座振替が便利！

お申し込みは市役所又は取扱金融機関窓口へ

（必要な持ち物：銀行お届け印・通帳）

注）取扱金融機関以外の金融機関からは口座振替
できません。

取扱金融機関 一覧

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・静岡銀行 | ・スルガ銀行 |
| ・静岡中央銀行 | ・三島信用金庫 |
| ・静岡県労働金庫 | ・ゆうちょ銀行 |
| ・富士伊豆農業協同組合 | |
| ・東日本信用漁業協同組合連合会（静岡県内のみ） | |

現金不要



- ☑登録後は外出の必要なし！
- ☑登録後は毎年自動継続で手間なし！
- ☑間違い納付・納め忘れなし！
- ☑督促料・延滞金のリスク軽減！

～電子（モバイル）納税も！～

令和5年度から

「eL-QR」が印字された納付書で
「eL-QR」に対応した全国の金融機関窓口
での納付等が可能になります！

☆詳細は4月以降、eL-TAXホームページ、
又は地方税お支払サイトをご覧ください。

問合せ先 税務課収納係（窓口⑦）☎22218

固定資産税に関するおしらせ

令和5年度の土地や家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と
固定資産課税台帳の閲覧ができます

問合せ先 税務課資産課税係（窓口⑧）☎22218

土地及び家屋価格などの縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の令和5年度の固定資産税評価額について周辺の土地や家屋と比較することにより、評価額が適正かを判断していただく制度です。

縦覧することができ方

固定資産税の納税者とその同居家族、納税者の委任を受けた方及び納税管理人員

縦覧期間

4月3日（月）～5月1日（月）

手数料

無料

本人確認 マイナンバーカード・運転免許証など本人確認できるもの、法人の場合は代表印、代理の場合は委任状

固定資産課税台帳の閲覧

令和5年度の固定資産税算出の基礎となる課税台帳を確認できます。

縦覧することができ方

固定資産税の納税義務者と

その同居家族、納税義務者の委任を受けた方、土地や家屋を借りている方

縦覧期間

4月3日（月）以降通年閲覧可
8時30分～17時15分

手数料

5月1日（月）まで無料
※5月2日（火）以降1名義あたり3000円

本人確認

マイナンバーカード・運転免許証など本人確認できるもの、法人の場合は代表印、代理の場合は委任状。土地や家屋を借りている方はその契約書をご持参ください。

審査申出について

令和5年度の固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって下田市固定資産評価審査委員会に審査申出を行うことができます。